

研究成果報告書

(国立情報学研究所の民間助成研究成果概要データベース・登録原稿)

研究テーマ (和文) AB		環境条約の国内的实施に関する研究—わが国における国内実施法令等の定立・執行過程を中心—			
研究テーマ (欧文) AZ		Domestic implementation of environmental treaties: focusing on the legislation or enforcement process of Japanese legal instruments for implementing environmental treaties			
研究氏 代 表 名 者	カカナ CC	姓) コヤノ	名) マリ	研究期間 B	2006 ~ 2008 年
	漢字 CB	児矢野	マリ	報告年度 YR	2008 年
	ローマ字 CZ	KOYANO	Mar i	研究機関名	北海道大学
研究代表者 CD 所属機関・職名	北海道大学 大学院法学研究科 教授(2008年4月1日~)(~2008年3月31日:静岡県立大学 国際関係学部准教授)				
<p>概要 EA</p> <p>本研究は、国際環境条約を国内的に実施するための関連法令等の定立および執行について、その過程の動態を実証分析し、現状と課題を整理することをめざすものであった。環境条約の国内実施の動態を本格的に解明しようとする先行研究は、国内外できわめて少ないため、研究方法・枠組が確立されていない。したがって、研究期間においてはこの問題にアプローチするための手がかりをえるべく、いろいろな作業を試みた。このようにして本研究はまだ発展途上であり、この成果報告は中間報告にとどまる。環境条約の国内実施に関する研究は、現在、本研究の研究代表者および分担者を中心メンバーとして、国内法(おもに行政法)および行政学の研究者、また他の国際環境法の研究者の協力も得て、より本格的な研究プロジェクトに発展しつつある。</p> <p>本研究では、手さぐりながら主に2つの作業を行った。第1には、環境条約の国内実施に関する基本的な知識・理解の深化と研究方法の探究である。具体的には、まず7回ほど研究代表者と分担者が研究会合を開催し、関連事項につき相互の報告と討論を行い、問題に関する共通の理解を深めた。さらに、環境条約の実効的な実施の過程に国内実施を的確に位置づけるため、条約の実施過程全体の動態につき実務家と意見交換を行うべく、海外の複数の国際機関を訪問した。第2には、個別の事例において問題となった環境条約の実施状況に関する実証分析である。具体的には、廃PETボトルの輸出入をめぐる日本と中国との間で発生した「青島事件」を手がかりに、「有害廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約」(バーゼル条約)の国内実施における地方自治体の役割を分析することを試みた。これは、具体的な問題の分析を通じて考察のためのヒントをえるための試みである。</p> <p>以上のうち第1については、まだ作業は継続しており、本研究でえた知見に基づき、前述した発展的なプロジェクトにおいて活発な議論を続けている。他方で第2については、以下に述べるように一定程度有益な知見をえることができた。すなわち、ここでは、「青島事件」を手がかりに、具体的な問題に焦点をあてて実態調査を行い、問題点と課題を整理した。</p> <p>廃棄物処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)の下で、一般廃棄物及び産業廃棄物を含めて地方自治体が現場の業務を担当している。他方で、バーゼル条約の国内実施法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)に基づき、廃棄物の輸出手続に直接関与する機関は環境省(旧環境庁)と経済産業省(旧通商産業省)という中央政府である。その一方で、廃PETボトルの輸出については、これら国内法における廃PETボトルの位置づけの問題もあり、現行の廃棄物行政では地方自治体が重要な役割を担う。</p> <p>以上の状況のなかで2004年に「青島事件」は発生した。この事件は、日本から中国に輸出された廃PETボトルを含む廃プラスチックに、さまざまな家庭系廃棄物や医療系廃棄物(点滴チューブ、注射器など)が混入していたため、中国政府が、これをバーゼル条約および中国国内の環境保護規制基準に違反する事案として、日本政府に厳正な対処を求める旨の通報を行い、外交問題となったものである。日本政府は、当該貨物が中国国内基準に違反することのみを認め、バーゼル条約違反であることには同意しなかった。とはいえ、本件の結果として、日本政府は、バーゼル法の解釈として廃プラスチックの輸出に係る基準の明確化を図り、各都道府県知事を介して市区町村に、市区町村が回収した廃PETボトルが輸出先においてバーゼル条約違反を指摘されることのないよう、当該廃PETボトルの分別・洗浄・裁断状態を確認すること、輸出者に対して適切に指導すること、不明点などがあれば環境省に相談することなどを要請した。このようにして、日本政府は自ら再発防止策を講じるのみならず、都道府県と市区町村にも再発防止につながる策を講じるよう「要請」することで、条約のさらなる国内実施を模索した。</p> <p>本研究では、以上の日本政府から都道府県と市区町村あての「要請」(通達による)が、いかにして、またどの程度実施されているか、ということにつきいくつかの自治体で実態調査を行った。その対象は、研究代表者の所属機関がある静岡県地域における一定規模の自治体である。調査結果の分析からは、各市町村における廃PETボトルの回収方法(市町村による分別回収、スーパーなどによる自主回収)も関連し、「確認」を要請する通達の実効性の確保は技術的難しく、また、経済的なインセンティブの観点からもあまり期待できないことがわかった。このように、バーゼル条約については、その国内実施のための特別法が存在するものの、廃棄物行政における中央省庁と地方自治体との間の責任配分のあり方、現実の行政資源の制約などにより、現実の実施では難しい問題があることも浮き彫りになった。</p> <p>今後は、以上の成果を発展させ、国内行政法と行政学の研究者の協力も得て、学際的な観点から環境条約の国内実施に関する体系的かつ包括的な研究を進めていく予定である。その成果は、学術的および実践的に意義あるものと確信している。</p>					
キーワード FA	環境条約	国内実施	法の定立	法の執行	

(以下は記入しないでください。)

助成財団コード TA					研究課題番号 AA								
研究機関番号 AC					シート番号								

発表文献（この研究を発表した雑誌・図書について記入してください。）									
雑誌	論文標題 ^{GB}	” The Significance of the Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context (Espoo Convention): Examining the Implications of the Danube Delta Case”							
	著者名 ^{GA}	Mari KOYANO	雑誌名 ^{GC}	Impact Assessment and Project Appraisal					
	ページ ^{GF}	299~314	発行年 ^{GE}	2	0	0	8	巻号 ^{GD}	26-4
雑誌	論文標題 ^{GB}	国際資源循環の法動態学							
	著者名 ^{GA}	鶴田順	所収図書名 ^{GC}	規整と自律（櫻村志郎編）（法律文化社）					
	ページ ^{GF}	92~146	発行年 ^{GE}	2	0	0	7	巻号 ^{GD}	
雑誌	論文標題 ^{GB}	国際資源循環の現状と課題							
	著者名 ^{GA}	鶴田 順	雑誌名 ^{GC}	法学教室					
	ページ ^{GF}	6~12	発行年 ^{GE}	2	0	0	7	巻号 ^{GD}	11月号
図書	著者名 ^{HA}								
	書名 ^{HC}								
	出版者 ^{HB}		発行年 ^{HD}					総ページ ^{HE}	
図書	著者名 ^{HA}								
	書名 ^{HC}								
	出版者 ^{HB}		発行年 ^{HD}					総ページ ^{HE}	

欧文概要 E Z

This project aims at identifying problems concerning domestic implementation of environmental treaties, based on analysis of the legislation or enforcement processes of legal or administrative instruments for implementing environmental treaties. There have been few studies on the issues by international lawyers, and methodologies have not been established in this field. Therefore, in this project it was an important theme to identify appropriate means for research, and various attempts were made in the project. Under the circumstances this report is an interim report of the study.

Two approaches were undertaken in the project. First, the members had four meetings to share common understanding of the issues, to discuss possible methodologies for research and to establish theoretical framework to analyze the issues. Moreover, visits to relevant international institutions were undertaken to obtain some relevant information and to exchange views with the staff regarding dynamism of implementation process of environmental treaties. This was necessary to place domestic processes in the whole process of implementing environmental treaties from the viewpoint of international law. Secondly, a case study was undertaken, focusing on roles of local government in implementation processes of environmental treaties. The “Ging Dao incident” was dealt with as a case. This incident occurred in 2004 and caused diplomatic difficulties between Japan and China. The Chinese Government insisted on inconformity of export of certain PET bottles done by the Japanese with relevant Chinese laws and the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal (Basel Convention). Some problems were identified concerning domestic implementation of the Basel Convention on the Japanese side. The Japanese Government took some measures to avoid future conflicts deriving from exports of the same kind while not accepting the position that Japan was in breach of the Basel Convention. The measures included issuing official notices addressed to local governments respectively from the Environmental Agency and the MITI. In the project the relevant data concerning the state of implementing the two notices by some local governments was collected by fieldwork and analyzed thoroughly. The conclusion is that there were uncertainties as to whether the notices were effectively followed by local government. Local governments were faced with the lack of financial or human resources. The structures of managing PET bottles as wastes in Japanese laws were deeply related to the issues. This reflects problems with distributing authorities with managing wastes and designing systems of re-cycling PET bottles in Japan. Problems were thus identified in domestic implementation of the Basel Convention.